ベンチアバリカルブイソプロピル (案)

1. 品目名:ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavalicarb-isopropyl)

2. 用途:殺菌剤

アミノ酸アミド誘導体殺菌剤である。ホスファチジルエタノールアミン Nーメチルトランスフェラーゼを特異的に阻害し、細胞膜主要構成成分であるホスファチジルコリンの生合成を阻害することにより、殺菌作用を示す。

3. 化学名

 $isopropyl[(S)-1-\{[(R)-1-(6-fluoro-1,3-benzothiazol-2-yl)-ethyl]carbamoyl\}-2-methylpropyl]carbamate(IUPAC)$

[(1S)-1-[[(1R)-1-(6-fluoro-2-benzothiazolyl)ethyl]amino]carbonyl]-2-methylpropyl]carbamic acid(CAS)

4. 構造式及び物性

分子式 $C_{18}H_{24}FN_3O_3S$

分子量 381.46

水溶解度 $13.14 \text{ mg/L} (20^{\circ}\text{C})$ 分配係数 $\log_{10}\text{Pow} = 2.52$

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1)15.0%顆粒水和剤

(- ,	· 0 / 0 // 58/1 == /-,	3 - 11-713						
作物名	適用	希釈倍率	使用液量	使用時期	本剤の	使用	ベンチアバリカルブイソプロピル	
11-100-10	病害虫名	布水百 竿	使用似里	() () () () () () () () () () () () () (使用回数	方法	を含む農薬の総使用回数	
きゅうり	べと病							
トマト				収穫前日まで				
ミニトマト	疫病		100~300		3 回以内	散布	이트인터	
ばれいしょ		2000 倍	L/10a					
はくさい		2000 宿			収穫7日前まで	3 固以四		3 回以内
たまねぎ	べと病							
ぶどう	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		200~700	収穫30日前まで				
ふとり			L/10a	収穫30日削まで				

(2)5.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・50.0%TPN 水和剤

							ベンチアバリカル	
// - : - -/ .	適用	希釈	法 田淀貝	使用	本剤の	使用	ブイソプロピルを	TPN を含む
作物名	病害虫名	倍率	使用液量	時期	使用回数	方法	含む農薬の	農薬の総使用回数
							総使用回数	
								10 回以内
	べと病							(土壌灌注は2回以内、
きゅうり	褐斑病			収穫前日				散布及びくん煙及び
	14JAL701	1000 倍	100~300	状態的はまで	3 回			エアゾル剤の噴射
		1000 日	L/10a	6	以内			は合計8回以内)
トマト					PVI.1			4 回以内
1 , 1	疫病							(土壌灌注は2回以内)
 ばれいしょ	7,2,773						3 回以内	5 回以内
12400.02		250 倍	25L/10a					0 固然円
						散布		3 回以内
はくさい	べと病			収穫7日	2 回			(は種又は定植前の
14/61.	白さび病			前まで	以内			土壌混和は1回以内、
								散布は2回以内)
たまねぎ	べと病	1000 倍	100~300		3 回			6 回以内
100100	白色疫病	1000	L/10a		以内			0 固以円
なす	褐色腐敗病			収穫前日	4 回		4 回以内	4 回以内
<u>/</u> 4	すすかび病			まで	以内		4 国外(1	4 四次四
メロン	べと病			収穫3日	5 回		5 回以内	5 回以内
<u> </u>	つる枯病			前まで	以内		J EIWY	9 同次1.1

(2)5.0%ベンチアバリカルブイソプロピル・50.0%TPN 水和剤(つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈 倍率	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	ベンチアバリカル ブイソプロピルを 含む農薬の 総使用回数	TPN を含む 農薬の総使用回数
キャベツ	べと病			収穫 14 日			2 回以内	2回以内 (は種又は定植前の 土壌混和は1回以内)
ねぎ	へと枘	1000 倍	100~300 L/10a	前まで	2回以內	散布	3 回以内	3回以内 (土壌灌注は1回以内、 散布は2回以内)
だいず	茎疫病 べと病			収穫 21 日 前まで			2 回以内	2 回以内

6. 作物残留試験

- (1) 分析の概要
 - ① 分析対象の化合物
 - ・ベンチアバリカルブイソプロピル
 - ・イソプロピル= $[(S)-1-\{[(S)-1-(6-7)]$ カルバモイル] 2 メチルプロピル] カルバマート (混在物 S-L)
 - ・1-(6-フルオロ-2-ベンゾチアゾリル)エチルアルコール (代謝物 M-3)

② 分析法の概要

試料をアセトンで抽出し、溶媒を留去後、水層を酵素処理し、ヘキサン/酢酸エチルに転溶する。NH₂シリカカートリッジカラムで精製し、必要に応じてグラファイトカーボンミニカラム及び多孔性ケイソウ土カラムを組み合わせて精製する。シリカカートリッジカラムでベンチアバリカルブイソプロピル及び混在物 S-L と代謝物 M-3 とに分離し、ベンチアバリカルブイソプロピル及び混在物 S-L を高速

液体クロマトグラフ (UV) により定量し、代謝物 M-3 をガスクロマトグラフ (NPD) により定量する。混在物 S-L 及び代謝物 M-3 の分析値についてはベンチアバリカルブイソプロピルに換算した値で示した。

注) NPD: Nitrogen Phosphorus Detector (窒素リン検出器)

定量限界 : 各成分とも 0.005~0.01ppm。

(2) 作物残留試験結果

①はくさい

はくさい(茎葉)を用いた作物残留試験 $(2 \, \text{例})$ において、15%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を計3回散布($300 \, \text{L}/10a$)したところ、散布後 $7\sim21$ 日の最大残留量^注 は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.595、0.026 ppm

混在物 S-L: 0.012、<0.005 ppm 代謝物 M-3: <0.01、<0.01 ppm

②たまねぎ

たまねぎ(鱗茎)を用いた作物残留試験(2例)において、15%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を計3回散布(150L/10a、300L/10a) したところ、散布後7~21日の最大残留量は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: <0.005、<0.005 ppm

混在物 S-L: <0.005、<0.005 ppm 代謝物 M-3: <0.01、<0.01 ppm

③ぶどう

ぶどう (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15%顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 3 回散布 (700 L/10a) したところ、散布後 30~60 日の最大残留量は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.840、0.774 ppm

混在物 S-L: 0.052、0.033 ppm

代謝物 M-3:未実施

④きゅうり

きゅうり (果実)を用いた作物残留試験 (2 例) において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 3 回散布(300,250 L/10a)したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.075、0.149 ppm

混在物 S-L: <0.005、0.008 ppm 代謝物 M-3: <0.01、<0.01 ppm

⑤トマト

トマト (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 3 回散布(300 L/10a)したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.154、0.364 ppm

混在物 S-L: 0.011、0.020 ppm 代謝物 M-3: <0.01、<0.01 ppm

⑥ばれいしょ

ばれいしょ(塊茎)を用いた作物残留試験 (2 例) において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 3 回散布(300 L/10a)したところ、散布後 7~21 日の最大残留量は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: <0.005、0.006 ppm

混在物 S-L: <0.005、<0.005 ppm

代謝物 M-3:未実施

ばれいしょ(塊茎)を用いた作物残留試験(2 例)において、15%顆粒水和剤の250倍希釈液を計3回散布(25L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: <0.005、<0.005 ppm

混在物 S-L: <0.005、<0.005 ppm

代謝物 M-3:未実施

⑦メロン

メロン (果実) を用いた作物残留試験 $(2 \, \text{例})$ において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 5 回散布 (300L/10a) したところ、散布後 $3\sim7$ 日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ベンチアバリカルブイソプロピル: <0.01、<0.01 ppm

混在物 S-L: <0.01、<0.01 ppm

代謝物 M-3:未実施

8キャベツ

キャベツ(茎葉)を用いた作物残留試験 $(2 \, \text{例})$ において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 3 回散布 (300L/10a) したところ、散布後 14 日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ベンチアバリカルブイソプロピル: <0.01、<0.01 ppm

混在物 S-L: <0.01、<0.01 ppm

代謝物 M-3:未実施

⑨ねぎ

ねぎ (茎葉) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 3 回散布 (300L/10a) したところ、散布後 14 日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.16、0.21 ppm

混在物 S-L: <0.02、<0.02 ppm

代謝物 M-3:未実施

⑩なす

なす (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 4 回散布 (300L/10a) したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.24、0.72 ppm

混在物 S-L: <0.01、<0.01 ppm

代謝物 M-3:未実施

(1) ミニトマト

ミニトマト (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15% 顆粒水和剤の 2,000 倍希釈液を計 3 回散布 (300L/10a) したところ、散布後 $1\sim14$ 日の最大残留量は以下のとおりであった。

ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.71、0.50 ppm

混在物 S-L: <0.01、<0.01 ppm

代謝物 M-3:未実施

12大豆

大豆(乾燥子実)を用いた作物残留試験(2 例)において、15%顆粒水和剤を 1 回途沫処理(種子重量の0.5%)した後、2,000 倍希釈液を2 回散布(300L/10a)したところ、散布後 14 日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ベンチアバリカルブイソプロピル: 0.01、〈0.01 ppm

混在物 S-L: <0.01、<0.01 ppm

代謝物 M-3:未実施

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注1)最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間 を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考:平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

注 2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

7. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、平成19年12月18日付厚生労働省発食安第1218003号により食品安全委員会あて意見を求めたベンチアバリカルブイソプロピルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量: 6.9 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌投与

(試験の種類) 繁殖試験

(期間) 2世代

安全係数:100

<u>ADI:0.069 mg/kg体重/day</u>

8. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において、ぶどう及びトマトに残留基準値が設定されている。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ベンチアバリカルブイソプロピル本体のみ

作物残留試験において混在物 S-L 及び代謝物 M-3 の分析が行われているが、混在物 S-L は検出例が散見されるもののベンチアバリカルブイソプロピルと比較して十分に低レベルであること、代謝物 M-3 は定量限界未満であることから、両物質とも規制対象物質としては含めないこととする。

なお、食品安全委員会によって作成された農薬評価書においては、暴露評価対象 物質としてベンチアバリカルブイソプロピルを設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について、作物残留試験成績等のデータから推定される量までベンチアバリカルブイソプロピルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI)のADIに対する比は、以下のとおりである。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が 全くないとの仮定の下におこなった。詳細な暴露評価については、別紙3を参照。

	TMD I / AD I (%) 注)
国民平均	4. 0
幼小児(1~6 歳)	6. 9
妊婦	3. 1
高齢者(65 歳以上)	3.8

注) TMD I 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

ベンチアバリカルブイソプロピル残留試験一覧表

農作物	試験圃 試験条件		最大残留量(ppm)			
長行物	場数	剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【ベンチアバリカルブイソプロピル/混在物S-L/代謝物M-3】
はくさい※	2	15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	7, 14, 21 日	圃場A:0.595/0.012/<0.01
(茎葉)	2	10 /0末貝不立/八个日月1	300L/10a	<u> 기</u> 티	<u>1</u> , 14, 21 p	圃場B:0.026/<0.005/<0.01
たまねぎ	2	15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	7, 14, 21 日	圃場A:<0.005/<0.005/<0.01
(茎葉)	2	13 /0末頁个亚/八个百月寸	150-300L/10a	<u> </u>	<u>1</u> , 14, 21 p	圃場B:<0.005/<0.005/<0.01
ぶどう	2	 15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	30, 45, 60 日	圃場A:0.840/0.052/-
(果実)	2	13 /0末頁个亚/八个百月寸	700L/10a	<u> </u>	<u>50</u> , 45, 00 p	圃場B:0.774/0.033/-
きゅうり	2	 15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.075/<0.005/<0.01
(果実)	2	10 /0本與小亚/八八百月1	300-250L/10a	<u> </u>	1, 0, 1 🖂	圃場B:0.149/0.008/<0.01
トマト	2	 15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	<u>1</u> , 3, 7 日	圃場A:0.154 [※] /0.011/<0.01(※ 3回、3日)
(果実)	2	10 /0本與小亚/八八百月1	300L/10a	<u> </u>	1, 0, 1 🖂	圃場B:0.364/0.020/<0.01
ばれいしょ	2	 15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	7, 14, 21 日	圃場A:<0.005/<0.005/-
(塊茎)	2	10 /0本與小亚/八八百月1	300L/10a	2011	<u>1</u> , 14, 21 H	圃場B:0.006/<0.005/-
ばれいしょ	2	5%顆粒水和剤	250倍散布	3回	7, 14, 21 日	圃場A:<0.005/<0.005/-
(塊茎)		0 70 水黄小亚/7174 日月1	25L/10a	<u>o</u> pa	<u></u>	圃場B:<0.005/<0.005/-
メロン	2	15%顆粒水和剤	2000倍散布300L/10a	5回	3,7日	圃場A:<0.01/<0.01/- (5回、3日) (#)
(果実)		10 /0/東小亚/八十百月小	2000	OE	о, г н	圃場B:<0.01/<0.01/- (5回、3日) (#)
キャベツ	2	 15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	14日	圃場A:<0.01/<0.01/- (3回、14日) (#)
(茎葉)	2	10 /0本與小亚/八八百月1	300L/10a	0111	ТТН	圃場B:<0.01/<0.01/- (3回、14日) (#)
ねぎ※	2	15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	14日	圃場A:0.16/<0.02/- (3回、14日) (#)
(茎葉)	2	10 /0末貝不立/八个日月1	300L/10a	기티	141	圃場B:0.21/<0.02/- (3回、14日) (#)
なす※	2	15%顆粒水和剤	2000倍散布	4回	1, 3, 7日	圃場A:0.24/<0.01/- (4回、1日) (#)
(果実)	۷	10 /0本只个工/八个门月门	300L/10a	41년	1, 0, 1 ⊢	圃場B:0.72/<0.01/-(4回、1日)(#)
ミニトマト	2	15%顆粒水和剤	2000倍散布	3回	1, 7, 14日	圃場A:0.71/<0.01/-
(果実)		15 /0末县个立/八个日月1	300L/10a	기비	<u>1</u> , 1, 14 ⊔	圃場B:0.50/<0.01/- (3回、7日)

農作物	試験圃		試験条件			最大残留量 (ppm)
長下初	場数	剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【ベンチアバリカルブイソプロピル/混在物S-L/代謝物M-3】
大豆	9	15%顆粒水和剤	塗沫処理 種子重量の0.5%	1+2回	14 🗆	圃場A:0.01/<0.01/- (3回、14日) (#)
(乾燥子実)	2	10 /0末貝木丛/八个日月1	+2000倍散布300L/10a	1十2四	14日	圃場B:<0.01/<0.01/- (3回、14日) (#)

#これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※印で示した作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を基準値策定の根拠とした。トマトは、品種の相違による偏差を考慮し、作物残留量の高いミニトマトの作物残留試験成績を基準値策定の根拠とした。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「ベンチアバリカルブイソプロピル」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最 高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農薬名 ベンチアバリカルブイソプロピル

	甘淮は	甘淮陆	₹ \$ \$\delta \delta \d	一一肉	参考基			
農産物名	基準値 案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	- 2	外国 基準値	作物残留試験成績	
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm	
大豆	0.05		申				<0.01(#), <0.01(#)	
ばれいしよ	0.02	0.02	0				<0.005, <0.005/<0.005, <0.005	
はくさい キャベツ	2 0.05	2	〇申				0.595(\$), 0.026 <0.01(#), <0.01(#)	
たまねぎ ねぎ	0.02 0.7	0.02	〇申				<0.005, <0.005 0.16(#), 0.21(#\$)	
トマトなす	2 2	1	〇·申 申		0.5	アメリカ	0.154, 0.365(トマト)、 0.71, 0.50(ミニトマト) 0.24(#), 0.72(#\$)	
きゆうり メロン類果実	0.5 0.05	0.5	申				0.075, 0.149 <0.01(#), <0.01(#)	
ぶどう	2	2	\circ		0.25	アメリカ	0.840, 0.774	

^(#)で示した作物残留試験成績は、適用範囲内で行われていない。 (\$)で示した食品群はは、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、試験が行われた範囲内で最も大きな残留値を考慮トマトは、品種の相違による偏差を考慮し、作物残留量の高いミニトマトの作物残留試験成績を基準値策定の根拠とし

ベンチアバリカルブイソプロピル推定摂取量 (単位:μg/人/day)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
大豆	0.05	2.8	1. 7	2. 3	2. 9
ばれいしよ	0.02	0.7	0.4	0.8	0. 5
はくさい	2	58.8	20.6	43.8	63. 4
キャベツ	0.05	1. 1	0. 5	1. 1	1.0
たまねぎ	0.02	0.6	0.4	0. 7	0. 5
ねぎ(リーキを含む)	0.7	7. 9	3. 2	5. 7	9. 5
トマト	2	48. 6			37.8
なす	2	8. 0	1.8	6.6	11.4
きゆうり (ガーキンを含む)	0.5	8. 2	4. 1	5. 1	8.3
メロン類果実	0.05	0.0	0.0	0. 0	0.0
ぶどう	2	11. 6	8.8	3. 2	7. 6
計		148. 4			
ADI比 (%)		4. 0	6. 9	3. 1	3.8

TMDI:理論最大1日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)

これまでの経緯

平成14年 5月23日 農薬登録申請 平成15年12月25日 厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る 食品健康影響評価について要請 平成16年 1月 8日 第26回食品安全委員会(要請事項説明) 平成16年 1月14日 第5回食品安全委員会農薬専門調査会 平成16年 6月30日 第13回食品安全委員会農薬専門調査会 平成17年 3月 2日 第25回食品安全委員会農薬専門調査会 平成17年10月12日 第37回食品安全委員会農薬専門調査会 平成18年 9月 6日 第4回食品安全委員会農薬専門調査会総合評価第一部会 平成18年 9月25日 第3回食品安全委員会農薬専門調査会幹事会 食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表 平成18年10月 5日 平成18年11月 8日 薬事・食品衛生審議会へ諮問 平成18年11月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 平成18年11月16日 第168回食品安全委員会(報告) 平成18年11月16日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評 価について通知 平成19年 2月26日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 平成19年 4月 3日 薬事・食品衛生審議会から答申 平成19年 4月26日 残留基準の告示 平成19年11月29日 農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡(なす、 キャベツ等) 平成19年12月18日 厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る 食品健康影響評価について要請 平成19年12月20日 第220回食品安全委員会(要請事項説明) 平成20年 3月 5日 第37回農薬専門調査会幹事会 平成20年 3月13日 第168回食品安全委員会(報告) 平成20年 3月13日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評 価について通知

平成20年 4月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

平成20年 4月10日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 [委員]

青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授

井上 松久 北里大学副学長

○ 大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長

尾崎博東京大学大学院農学生命科学研究科教授

加藤 保博 財団法人残留農薬研究所理事

斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授

佐々木 久美子 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長

志賀 正和 元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害

防除部長

豊田 正武 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授 山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長

山添康東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授

吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授

鰐渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○:部会長)

答申 (案)

ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.05
キャベツ	0.05
ねぎ	0.7
トマト	2
なす	2
メロン類果実	0.05